

第六十八回 参議院 商工委員会 會議録 第十四号

(三〇三)

昭和四十七年五月二十五日(木曜日)
午前十一時七分開会

出席者は左のとおり。

委員長 大森 久司君
理事 川上 為治君
 鋼木 亨弘君
 竹田 現昭君
 藤井 恒男君

委員 赤間 文三君
 小笠 公昭君
 大谷 藤之助君
 阿具 根 登君
 辻 一彦君
 林 虎雄君
 中尾 辰義君
 原田 立君
 柴田 利右門君
 須藤 五郎君

政府委員
通商産業政務次官 林田 悠紀夫君
通商産業省繊維官 佐々木 敏君
通商産業省繊維局長 高橋 淑郎君
中小企業庁長官 菊地 拓君

事務局側
常任委員会専門員 菊地 拓君

本日の會議に付した案件
○特定纖維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(大森久司君) ただいまから商工委員会

を開会いたします。
特定纖維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行ないます。
質疑のある方は順次御発言を願います。

○辻一彦君 私、午前中だけ纖維問題について若干質疑を行ないたいと思います。
第一は、日米纖維協定に伴ってその後いろいろ問題が起つておりますが、その点について二、三お尋ねをいたしたいと思います。

一つは、日米の纖維協定が、アメリカの業界が日本の纖維の輸入によって赤字が出る、被害を受ける、こういう主張をして、正当な調査もやらせずに大統領選にからんで佐藤・ニクソンの密約と、これによって協定が結ばれた、このことはいまでも私たちは遺憾に思っているところで、そこで、アメリカのいうところの被害といいますが、の実態というものを、アメリカの纖維業界の動向というものを若干お尋ねをしたいと思うんです。赤字が出る、倒産が出る、失業が出る、こういうふうにいわれた米国の纖維業界の動向は、日本化纖維業界が入手したATMI—全米纖維製造業者協会というのがありますが、の報告書に若干出ておるようですが、日本に比べて必ずしも悪くはないと、こういうふうに大まかにいわれておりますが、その実態をどういうふうに通産省のほうで把握をしておられるか、これをまず伺いたいと思います。

○政府委員(佐々木敏君) 本年最初のATMIの会長の発表を見ますと、米国の纖維産業全般は、最近における米国の一般的な国内景気回復によりまして、纖維産業も改善の方向に向かつておるようでありまして、若干具体的に申し上げますと、生産につきましては、七一年は前年に比べまして一・一%の伸びでございます。売り上げにつきましても二百二十三億ドル程度でありまして、前年比三・二%の増加になっております。売り上げ利

益率も前年比の一・五%増でございます。二・二%ばかりの利益率になっておるようでございます。一般的な国内景気回復によりまして、纖維産業も急速に改善の方向に向かつておるような情報でございます。

○辻一彦君 まあいまの御報告、そのとおりだと思ふんですが、ただ、七一年をいま見えてのお話ですが、それを見ると、それほど日本の纖維産業によつて落ち込みがあったり、マイナスの影響が大きく出ておったというようには言えない。少なくともパーセントとしては少数ですが、生産高においても金額においても上昇している、七一年全体を見てですね。そういうことがいまの報告書の中に御発言でもわかると思ふんです。で、それに比べてわが国の纖維業界のほうは、この糸等を中心にしてどういう状況にあるか。大まかに言えば、残念ながら当然であります、減収、減益、減配という方向をたどつておると思ふんですが、その実態を、簡単にだけこうですが、お聞きしたいと思ひます。

○政府委員(佐々木敏君) 先生おっしゃいますように、わが国の纖維産業は昨年来非常に不況でありまして、これは申し上げるまでもなく、一般的な国内景気の落ち込み、あるいは昨年後半におきますドル・ショックの問題、円切り上げの問題等々の影響もございまして、日米政府間協定の対米輸出の減少ももちろん一つの要因だろうと思ひます。

最近の纖維産業の景況一般でありますけれども、合纖系の一部あるいは輸出関係の纖維製品を除きましては、最近、比較的好調であるいは若干予想外の好調のようでありまして、合纖はこの四月から第二次操短に入りまして生産を縮小しております。また在庫調整も済みまして、最近、合纖系の市況は下げどまつております。一時よりも一〇%ぐらひ上回つておるものもございまして、また、機屋に

つきましても、東南アジアとか中近東等の輸出が相当でございます。特に北陸関係の合纖関係の機屋は七・九月のものにつきましても大体製織スベースは満ち足りておる、加工賃につきましても若干上がりぎみであるというふうな状況でございます。また、毛紡績につきましても、毛糸の市況が本年初めから相当高騰しているというふうな状況であります。おしなべて纖維産業、もちろんまだ非常に不況の段階を脱していませんけれども、政府間取りきめに基づく救済対策によりましてある程度の資金も流れておりますし、ただいまのところは比較的悪い状態は脱しておる、かように判断しておる次第であります。

○辻一彦君 まあそれはごく最近の状況と思ひますが、三月等における大手の決算等を見ると、これはまあ残念ながら、当然のことですが、減収、減配あるいは操短ということが起つておるというところは確認できると思ふんです。そこで、アメリカの実態が去年においてもそれほど落ち込みもなしにむしろ向上、幾らかはふえておると、こうすれば、今度の纖維協定がいよいよことしあたり、こちらのほうには大体マイナスの影響、アメリカのほうには逆にプラスの影響として出てくるんじゃないかと思ひますが、その場合に、アメリカの纖維関係というものは私は、上向きにいく可能性があると思ひます。そういう場合に、たとえば、日本纖維産業連盟は協定の無効の訴訟を五・一五のこの日に起しておりますが、もしアメリカの纖維業界が今年上半期で上向きになったならば、協定内容の緩和を政府に要求しなくちゃいかぬと、こういうことを検討しているというのを聞いておりますが、そういうアメリカの纖維状況というものがかなり上向きになるという場合に、政府としては協定内容の緩和を要求していくような考え方があるのかどうか、この点をひとつ伺いたいと思ひます。

○政府委員(佐々木敏君) 申し上げるまでもなく、日米政府間協定につきましては、昨年十月の

飯調印の段階、あるいは本年一月四日の正式調印の段階におきまして、極力協定内容の改善あるいはその運用の、わがほうに有利な方向での要望をいたしておるのでございます。昨年十一月に第一回の専門家会議がございまして、また本年三月末から四月初めにかけまして第二回の専門家会議がございまして、そのつど協定内容の改善、運用の改善を強く申し入れておるわけであります。今後、先生のおっしゃるような米国の繊維産業が上向いてくると、またわが国の繊維産業にこの協定の運用が非常に不利であるというような実態がございす場合には、もちろんこれにつきましては強く米側について協定内容の改定とか、あるいは運用の改善とか、随時強く申し入れる所存でございす。

○辻一彦君 そこで、まあこれからは状況の変化によつて私はそういう強い態度をぜひとってもらいたいと思ふのです。

で、第二に、十一品目に対するトリガー条項を發動して、三月二十七日からアメリカの國務省で日米繊維協定に基づく協議事項が行なわれたわけですが、その経過をまず聞きたいと思ひます。

○政府委員(佐々木敏君) 三月の初めに、米側から協定に基づきます一般品目のうちで、協定の基準に基づいてトリガーを引いてきたわけであります。基準年次の一〇%増に最近一年間の日本からの輸出実績がオーバーした場合にはトリガーを引けるといふ協定六条(四)項に基づきました協議要請が十一品目についてあつた次第であります。その十一品目のうちの四品目は合化繊維の糸であります。この糸につきましては過去一年間の輸出実績は、ただいま申し上げましたトリガーポイントのはば数倍と、これは、昨年十月以前の自由であつた時代の実績も含まれておりますから、約数倍というような協議水準でありました。これにつきましては、わがほうとしては協議する必要はない、問題ないという判断をしたわけであります。

残り七品目、製品類でありますけれども、これにつきましては、わがほうの事情あるいは米國における市況、需要状況等を十分勘案いたしましたして、三月末の第二回専門家会議におきまして、強くわがほうの要望を主張したわけであります。米側といたしましては、協定におきます弾力条項の精神に沿ひまして、私どもの要望がほぼ通つたと、かように考える次第であります。

七品目につきましても、トリガーポイントに比べまして二〇%から二五%増のレベルで合意は協議が成立した次第であります。

○辻一彦君 四月一日の通産省の歓迎するという談話の中に、わが國の要求は合意点よりも高いものだったが、交渉の過程で米側の強い態度があつてむずかしい点もあつたと思ふと、まあ云々とありますが、そのわが國の要求した、いわゆる日米合意点よりも高かつた内容と、その実際の差はどのくらいあつたか。その点ひとつ確かめておきたい。

○政府委員(佐々木敏君) ただいま申し上げましたように十一品目でございまして、それぞれトリガーポイント並びに協議水準がきまつたわけでありす。ただ、この個別品目の数字につきましては、米側の要請もございまして公表をいたしておりません。したがしまして、恐縮であります。トリガーの数字で申し上げますと、この十一品目のトリガーポイントはほぼ四億平方ヤードでございす。これに對しまして協議水準の決定いたしました水準は七億平方ヤードということで、四億から七億、六割アップぐらいという状況であります。

先生の御質問の、わがほうの要求に對してどうであつたかということにつきましては、ほとんどわがほうの要求はいれられた。小さな水準であります個々の品目につきましては、若干の開きはございすけれども、トリガー的に申し上げますと、ほとんどわがほうの要求がいれられたと、かような数字になつておる次第であります。

○辻一彦君 どうして、個々の数字は米側の要請

で公表しないというけれども、それは公表するとぐあいが悪いのか。明らかにすればわかりやすく一番いいと思うが、その点どうなんですか。

○政府委員(佐々木敏君) これは米側の事情もございまして、米側の国内業者との関係におきまして、米國政府といたしましては非常に慎重な配慮をしたのであります。

○辻一彦君 慎重な配慮というのは、日本のほうにたゞいまい有利な方向で内容を見ながら慎重に配慮したから、こういうことですか。

○政府委員(佐々木敏君) 特に、品目のうちで糸につきましては、先ほど申し上げましたように非常に高い水準になつております。これは過去一年間、すなわち、昨年十月以前の自由であつた時代の実績を含んだ数字でありまして、非常に高い水準になつておりますから、米國の糸メーカーに對する配慮があつたかと思ふのであります。

○辻一彦君 それから、それに関連してもう一つです。西歐諸國は、イギリスやドイツ、その他の國があります。西歐諸國の輸出の中で、今度のパイル織物についてわが國が不当な差別がなかつたかどうか、実態ですね、その点はどうですか。

○政府委員(佐々木敏君) 先生おっしゃいますように、パイル織物につきましては、ヨーロッパと非常に米國市場において競争しておるものであります。ヨーロッパからの輸出も相当ございす。したがしまして、わがほうといたしましては、ヨーロッパ諸國との公平論の立場で十分わがほうの主張を伝えたわけでございす。

○辻一彦君 その主張を伝えて、結果としてヨーロッパ諸國と差別がなかつたのかどうか、結論はどうなんですか。

○政府委員(佐々木敏君) パイルタフテット織物が一本になつておりますけれども、これにつきましては、トリガーレベルの十数%アップ、基準年次から比べますと二十数%アップという数字であります。私もヨーロッパ諸國との公平論からいたしまして、はばわがほうの主張は

通つたと、かように考えておる次第であります。

○辻一彦君 簡単にでけつてますが、そのほば通つたのはわかるんだけれども、ヨーロッパと比べて高かつたんですか、低かつたんですか。ヨーロッパ諸國に比べて一五%増ということですが、それは高かつたのか、低かつたのか、ヨーロッパに比べて。

○政府委員(佐々木敏君) ヨーロッパ諸國は、申し上げるまでもなく、対米の協定はございせん。また、ヨーロッパ諸國のこういった特定品目別の統計数字につきましては、ただいま手元にございせんけれども、先ほど申し上げましたように、ヨーロッパからアメリカに對します同種類の織物の輸出の増勢を十分考えまして、その公平の立場からわがほうの要望を主張し、はばそれが通つたというような実態でございす。

○辻一彦君 まあ、これ、何回も聞いてもどうかと思ふんですけれども、ベルギー、フランス、英國、西獨等歐洲諸國は協定を結んでません。その品目が非常にふえている現在ですね、その中でも日本がこれらと比べて不当に差別されるようなことがあれば、これは通産省は協定第八条を援用して強く交渉すると、こういうことが言われておるけれども、実態としておよそのことはわかるんだけれども、実態としてヨーロッパよりもパーセントは高いとか低いとか、その点はどうなんですか。じゃそれはあとで見てもらつて報告してもらえばいいです、時間も限られておりますから。

次に私、日本製の梳毛織物に對してダンピングのおそれありと、こうアメリカの財務省が言つて、五月の十一日から関税評価の差しとめを発表してあります。この梳毛織物は、いわゆる協定によつて割り当てがきまつていふ品目なんですけれども、そういうものに対して関税差しとめ等の舉に出るということは非常に不当なやり方じゃないかと、こう思ふんですが、そこらの見解は一体どうなのか、事情をまず……。

○政府委員(佐々木敏君) 先生おっしゃいますよ

うに、この五月十二日に開税差しとめに相なりました梳毛織物につきましては、政府間協定の特掲品目として数量が規制されておるものであります。したがって、当然に、米国市場に對してはわが国の織物がインジュリーを与えておるといふ事柄はないはずであります。したがって、先生おっしゃいましたように、わがほうとしては、こういうものに対して開税差しとめを実施するといふことはまことに理解できない、かように考へておる次第でございます。

○辻一彦君 この織維協定が結ばれたときにわれわれが心配した一つは、こういう形で無理押しをしてくる——アメリカの協定を受け入れれば、それが歯どめになるんじゃないかと、それを足がかりにしてますます経済攻勢というか、無理押しをしてくるんじゃないか、そういう窓口を開くんじやないかと、こういう点があったわけですね。最近におけるアメリカの動向を見ると、そういう感じが私は非常にすんなりですが、その点についての見解はいかがですか。

○政府委員(佐々木敏君) 今般の開税差しとめは、五月十二日でございますけれども、本件につきましては、昨年の三月、米國業界から財務省に對する提訴があったのであります。その後財務省は、昨年の秋、わが国の毛織物業者、輸出業者の価格を調査しておつたのは御高承のとおりであります。したがって、本件、昨年の四月の提訴といひますのは、業界の実態把握は昨年の初めもしくは一昨年の暮れの実態把握を出発しておるわけでございます。したがって、私もその一連の米側の事務処理の時期は、必ずしも十月十五日の政府間協定以降の措置とは考へないのではありませんけれども、いずれにいたしましても、五月十二日に開税差しとめという事柄でございますから、その点につきましては日米政府間協定を結んである現在、非常に理解に苦しむといふことで、強く米側に今後の開税委員会における処理につきましては、慎重に配慮するように要望しておる次第であります。

○辻一彦君 これはかなり強く向こうに申し入れるつもりなんです、ちよつと念のために。

○政府委員(佐々木敏君) 政府といたしましては、ただいま申し上げましたように、理解に苦しむ判断でございます。強く米政府に對して今後の事務処理についての善処方を要望いたしております。さらにまた、業界におきましても、毛織物業界、毛紡績業界、あるいは毛麻の輸出組合を中心にした各商社団体等において、開税委員会その他の方面に強く反対意見を出しておる次第であります。

○辻一彦君 もう一つ伺いたいんですが、織維協定がやはり結ばれるときに懸念をした一つは、二國間でこういう織維協定を結べば、これが多國間協定に移される懸念が非常に強いんじゃないか。そういう場合に、日本がその道を開いたと、こういうことになって、ちよつとLTAのような形になる懸念がある、こういうことが指摘をされましたが、現に六月五日にジュネーブでその會議があり、あのジュネーブはすでにジュネーブに行つてゐるというところであります。そういう土俵に上れば多國間協定の中に迫り込まれる懸念というか、可能性が非常に強いと思うのだけれども、この点について政府はどういうふうに考へておるのか、その点伺いたい。

○政府委員(佐々木敏君) 申し上げるまでもなく、わが国の織維産業あるいは今後の織維貿易につきましても、当然にガットの原則にのっとりまして自由な貿易、秩序ある貿易拡大ということが前提でございます。今回の日米毛・化合織の政府間協定、あるいはLTA等々の國際的あるいは多角的な制限的な取りきめが、毛・化合織につきましても全世界に広がることはわがほうとしては絶対に反対である、そのような立場を堅持しておる次第であります。ただいま先生のおっしゃいましたジュネーブ云々の御指摘でございますけれども、ただいまガットの場で、織維の國際的な貿易あるいは各國の織維産業の実態を勉強しよう、そのためにガットの場に一つのワーキングパー

ティーを置くかういふような動きがございます。わが國といたしましては、單に國際的に織維産業、織維貿易の実態把握の勉強会をするということとであればむねに断るべきではなからう、そのような立場でございますけれども、このようなワーキングパーティーが將來、多角的な國際取りきめに進むといふおそれがあるならばわがほうとしては絶対に反対である、かような立場で現在慎重に對処してゐる次第であります。

○辻一彦君 實態調査にとどめるということですが、そこにとどめるについての歯どめといひますか、具體的な対策はありますか。するするやうていふんじゃないに、引きずり込まれるといふ例が多いと思うんですけれども、歯どめ策を具體的にどう考へておるのか。

○政府委員(佐々木敏君) ガットのワーキングパーティーの議論は、ただいままだ關係國において非公式にいろいろ前提條件の議論をしておる次第であります。まだ正式にこれが取り上げられ、正式な参加を迫られるといふような事柄ではございません。したがって申し上げるべきではないと思いますが、ただいま申し上げたような國際貿易の單なる實態把握の勉強会であるといふことを條件にいたしまして、その条件がいれられないならばこゝういったワーキングパーティーには参加できないといふことを、強く非公式の場におきまして表明してゐる次第であります。

○辻一彦君 實態調査に限って、それを條件にするといふことで、往々その場に、土俵に上がつてしまふ引きずり込まれる可能性が、私はその懸念がやはり非常に強いと思うのです。そういう点でLTAの二の舞いをひとつ踏まないように、あれによつて綿製品が非常な打撃を受けたわけですから、これが全部の織維製品に及ぶとすれば非常な打撃を受けるんじゃないか。そういう点で、これはどうしてもいまの發言のとおり何と申してもがねばつてもならなければいけない。そういう点でもう一つ事務次官から、きょうは大臣があらはれませんか、決意のほどを伺つておきたいと

思ひます。

○政府委員(林田修紀夫君) ただいま織維貿易局長から申し上げましたように、わが國としてはLTAは本来例外的であり、かつ暫定的に認められたものといふように考へておりました。昨年十月にわが國が再延長議定書に参加した際にも、ガット事務局から文書の形で加盟國に對して、わが國としては一九七三年九月以降の再延長については反対であるといふ旨を申し送つておるところでございます。したがって、六月開議予定のそういう會議におきましても、わが國の立場を十分表明いたしまして、絶対にこれが延長にならないように大いに努力をしたいといふことでござい

○辻一彦君 第二に私は、開發途上國の追い上げに對してどう對処していくか、この問題について若干聞きたいと思ふんです。

開發途上國、東南アジア等の諸國の織維における追い上げがきびしくなつてゐるということは、これは十分わかるわけなんです。そこで、そういう中で化纖の大手が開發途上國に國內価格の半額程度の糸を輸出をして、そのかわりに第二次製品を輸入するといふ、こういうやり方がかなり進みつつあるといふように新聞等で報じていますが、その量はいまのところどのくらいか、わかれば報告してもらいたい。

○政府委員(佐々木敏君) 先生のおっしゃいましたように、わが國の糸メーカーと次の段階であります織物二次製品段階、日本と東南アジアの發展途上國、その相互補完關係は最近ますます密接になつておる次第であります。ただいま先生おっしゃいました糸を輸出して、その糸からつくつた織物がどの程度入るかという統計数字はございませんけれども、今後ますますそういう關係の輸出入といふものはふえるかと存する次第であります。もちろん、これにつきましては、その結果、わが國の織物以降の中小企業業者が大きな影響をこうむるといふようなことのないように私も十分な指導、監督を今後ともしてまいりたい、かよ

うに考へておる次第であります。

○辻一彦君 私、二月から四月ごろにかけて福井、それから大阪、京都、名古屋、愛知、静岡と繊維の調査に、これは私のほうの党で歩いたわけですが。そういう中で一様に出たのは、やはり開発途上国からの追い上げに対してどうするかという、こういう心配がどの産地でも聞かれた。いま言われるように、だんだんとふえていく傾向にあるということですから、私はそれはそれで、そういう数字で統計を出してもさうだと思ふのです。

そこで問題は、開発途上国は労賃が安い。そこで、ただでもなかなかにいへんところへ、今度は国内価格の半額程度の安い糸で二重価格制として出される。そうなれば、その二次製品が国内に入ってくる場合には、なかなか中小企業はこれと対抗ができませんという問題があると思ふのです。そこで、そういう被害が出ないように、あるいは心配のないようにしたいというけれども、あるいは具体的な対策によってこの問題に対処するか、この点をひとつ伺いたい。

○政府委員佐々木敏君 東南アジア等の発展途上国との結びつきは、いい意味におきましては繊維貿易の健全な発展、あるいは諸外国との経済協力の拡大というものに結びつくわけでありまして、私も前向きにこれは処理すべきものであらうと考えておるのでございますけれども、ただいま先生御指摘のように、これによりまして低労賃の発展途上国の加工品がわが国に輸入される、もしくは逆輸入されるというような事態は、これは厳正に判断をして適切な措置をとる必要があらうかと思ふのであります。

具体的に申し上げますれば、まず、発展途上国の繊維産業の発展段階と先進繊維産業国でありましてわが国の繊維産業の発展段階とを、いわば国際分業的に分けるということが一番大きな課題であらうかと思ふのであります。したがって、わが国の繊維産業を、従来からやっております構造改善の一その進歩、あるいは低開発国の製品と

競合しない高級化、ファッション化、新しい商品の開発という方向にわが国の繊維産業を伸ばしていくということがまず必要であらうと思ふのであります。また、わが国の企業が海外に資本進出いたしまして、その製品が逆輸入されるというような問題もあらうかと思ふのでありますが、この点につきましましては、ただいま申し上げましたような無秩序な逆輸入が入るとか、あるいは第三国市場におきまして——そういったものが無秩序に競合するということのないように、海外資本進出につきましても、そういう観点から海外進出の場合の措置を講じてまいりたいと、かように考へておる次第であります。

○辻一彦君 アメリカでも、資本の海外進出によって、それからまた多国籍企業というものがどんどんふえて、それが逆輸入という形で現地の安い労賃のものが入ってくる。こういうことがアメリカの私は赤字の大きな原因になっておると思うんです。同じようにわが国の場合でも、こういう形のやはり資本進出というものが非常に考えられるんですが、秩序ある輸入というのは、ことばではわかるんですが、具体的にどういうことか出てくる場合に、どういうように対処するのか。秩序ある輸入の具体的な中身をもうちょっと聞きたいんですが。

○政府委員佐々木敏君 申し上げるまでもなく、ただいま一般の輸入製品はすべて自由であります。繊維製品は全部ただいま自由品になっております。したがって、発展途上国から安いあるいは低品質の商品が入ってくることは自由でありますけれども、私どもといたしましては、わが国の繊維産業の製品の高級化、品質の向上、国内の需要動向に即した製品の開発ということでもって、まず競合しないような形でおさめることが先決であらうと思ふます。ただいま申し上げましたわが国資本が海外進出したしまして、その商品が無秩序に逆輸入されるというふうなおそれのある場合には、海外進出の段階におきましてその企業に対して適切な措置をとる、かように申し上げた

次第であります。

○辻一彦君 これは私、福井の小さい中小企業を歩いてよく聞くことは、構造改善だ、買い上げだといっているいろいろな政府は手当てをしているけれども、先になつて開発途上国に追い上げられてやめにならぬようなら、早くその見通しを聞かしてくれというぐらい、切実な問題であると思ふんです。その点で私は、そういう状況の中で、織布を中心にするたとえば石川、福井、こういうところの産地のビジョンをどうするか。きのうも参考人のいろいろな論議がなされましたが、民間自体、産地自体がビジョンを持たなければならぬという問題もありません。同時にやはり私は、日本の繊維産業をどういうふうな位置づけ、その中で織布の産地、たとえば輸出の合理化では八割五歩を占める石川、福井等の産地をどういうふうなビジョンで位置づけるか、こういう展望がやはり必要ではないか。それがなく、その場その場の手当てはなされても、非常に不安というものが私はこの中小企業の中にあると思ふんですが、その点についてお考えがあれば聞かしていただきたいと思ひます。

○政府委員佐々木敏君 先生おっしゃいますように、繊維産業の長期ビジョンは、このきびしい国内、国際的な景況に置かれておりまするものもろの繊維産業にとりまして、ぜひとも必要であるわけでありまして。特に、繊維産業はそれぞれの産地に分かれています。特性のある特殊な繊維製品を生産しているというものがその実態であります。また、それぞれの産地の繊維産業は、その地域の地域経済に密接に結びついており、あるいはまた地域の住民とも非常な関係を持っておるわけでありまして。したがって、それぞれの産地における伝統のある特殊な製品の発展ということはぜひ必要であらうかと思ふのであります。通産省におきましても、四十二年以降行なっております構造改善施策も、いわばそれぞれの産地の特性あるいはその自主性を重んじまして、産地ぐるみで構造改善をやることがたてまえになっておるわけ

であります。したがって、それぞれの産地におきまして、独自に産地の繊維産業のビジョンというものをつくっておるのでありますけれども、私どもといたしましては、繊維産業全体のビジョンにそれぞれの産地のビジョンが適合するように、今後も適切な指導をしてまいりたいと、かように考へております。

○辻一彦君 まあちょっと抽象的な御答弁ですが、それはまあ十分ひとつ努力していただくとして、次に入りたいと思ひます。

三つ目に、私は、特別措置の進捗状況、それからその問題点という点ですが、いま、自主規制と日米の繊維協定に対する特別措置で織機の買い上げがずつと行なわれておりますが、最近、どうも停滞をしてみたり進んでいないと、こういうふうな聞くのですが、どの程度の進捗状況であり、それから、おこなわれているのか、どういふような原因でおこなわれているのか。その点をまず聞きたい。

○政府委員佐々木敏君 特別措置の設備買い上げ分でございますけれども、先生御承知のように、設備買い上げ分は本年度、来年度三百七十七億円が計上されてはいるわけですが、四十六年度の予算費で、うち百三十億円につきましては、本年三月末までに廃棄の契約を、買い上げ団体と企業者との間におきまして終了したわけであります。したがって、四月終りからただいま設備の破砕を実施をいたしておる次第であります。六月末あるいは七月中旬ごろまでに、この百三十億円の設備破砕は完了する予定になっております。

次に、この百三十億円と同時に大臣承認をいたしました四十七億円につきましては、近く補助金の交付決定をいたしまして、今月中にでも契約を開始させたいと、かように考へております。そうなれば、六月中には破砕の開始になりまして、大体九月ごろまではこの分については破砕が完了するであらう、かように考へておる次第であります。なお、その残りの百六十億円につきましては、現在まだいろいろな資料その他検討中でござ

す。平均単価は同じで二十五万四ありますけれども、区分と高級織機も入るという前提のもとに上限が引き上がっているという実態であります。

○辻一彦君　これは第二次の場合、準備機等の買い上げも含めるので、それでこの単価が三十三万円上限が出たと、そういうことはないんですか。

てくじのじやないかと。そういふ感じがや
り機屋さんにもあつて、そういうことが買ひ上げ
が進まない一因にもなつてゐるのじやないかと、
かういふように実感をするわけでありまふ。そう
いう意味で、いまの御答弁であれば、一次には私
は、買ひ上げ予備費がないというような御発言の
ようにいま受け取れるのですが、しかし、一次買
ひ上げについても、そういう予備費等で買ひ上げ
るものがあるとすれば、私は、これは二次も一次

あると、今回は全額政府負担であるというような
若干の相違もございます。また、先ほど申し上げ
ましたように、その時点におきます過剰設備の態
様から見まして、今回は業界の意見も十分にいま
して区分を細分化したというのがその実態であり
ます。ただ、先生おっしゃいますように、今回の
措置をやったからといまして、過去にさかのの
はってまた適用するということになりますと、冒
頭申し上げましたように、十万円の方もかつては
あるし、三万七千円の方もおられるということ

収益との関連がございますから、一がいにお答えできないのでありますけれども、たとえば法人の場合に、平均単価であります二十五万円で買い上げをしてもらった人につきましては、つまり、二十万円で二年内に別な固定資産を取得し

た場合には圧縮配帳が認められるということになっておるわけであります。したがってその部分につきましては、二十万円以内につきましては課税対象の法人所得とされないということになっておる次第でございます。

○辻一彦君 しかし、五台や十台の場合に、必ずしも法人組織をとっているのではなく、個人でそれぞれやっている機屋が多いわけですから、その個人の場合はどうなんですか。

○政府委員(佐々木敏君) 個人の場合につきましては、これも二十五万円で購入をされたという、その個人を例にとりますと、まず、五万円相当分が譲渡収入とされまして、譲渡原価を控除して、さらにこういった二十五万円の台数は当然多いうわけでございますから、四十万円の控除を行なった残額の二分の一が課税所得になるわけでありまして、また、二十万円相当分につきましては、事業用固定資産を取得した場合に、収入がなかったものとみなされるということになっておるわけでありまして、事業用固定資産を取得しなかった場合には、一時所得とされまして、四十万円の基礎控除を行なった残額の二分の一が課税所得になるわけでありまして、

○辻一彦君 詳しい計算は別として、たとえば二十五万で十台売って、控除を引いても、そのあと二分の一ということになれば課税対象はかなりなものになると思うんですね。そうすると、個人でやっている小さな機屋の場合には、やっぱり退職金ぐらいいつてもらいたい。これを出して、そして税金を取られて、あと借金も返すと残らなくなっちゃうんじゃないか、やっぱり長い間持っていた機は放せないんだと、こういう声がずいぶん強いんです。こういうものも実は、いわゆる機屋の買い上げがなかなか進んでいかない一つの原因になってくるんじゃないかと、こう思うので、この点について、税法上むずかしさは私はいろいろあると思いますが、やっぱり非常に強い声なので、何らかの対処する方法があればぜひ考えてもらいたいと思うんですが、何か方法はありますか。

○政府委員(佐々木敏君) 実は、ただいま申し上げました税法上の設備買い上げの特別措置が、これが自主規制対策のとき、あるいは今回の措置につきますと特に大蔵省と打ち合わせをいたしましたので、ただいまのところこれ以上の税法上の措置はむずかしからうと、かように考えておる次第であります。

○辻一彦君 まあ困難とは存じますが、小さな機屋さんにとっては非常に切実な問題であるということをおとつて考えてもらって、なお検討を、いろいろの機会にこれは交渉をねばり強くしてもらいたいと思うんです。

そこで、構造改善がかなり進んでいると思うんですが、全体として、出された表を見ると、二一程度のこの進捗率になっているんですが、かなり計画としてはおこなれているように思うんですが、その点はどうかですか。

○政府委員(佐々木敏君) 構造改善につきましては、ただいま四業種につきましまして実施をしておりますが、次第であります。特に紡績と織物業につきましては、予想以上に当初の目標に比しまして相当おこなれているというのが偽らざる実態でございます。○辻一彦君 この開発途上国の追い上げに対してはどうしても付加価値を高めた生産をしないとい抗はできないと、こういうことで産地においてはいろいろの形で付加価値を高めようという努力がせられておると思うんです。そこで合化織等の織物の場合には、これは綿と若干違つて、準備段階における準備機の役割りというものがあるが、私にはあると思うわけですね。その点で、準備機においてこれを高度化した場合にどの程度の付加価値が高められるか、そういう数字がある程度わかればひとつ知らしてもらいたいし、それが計算がなかなかできるものではないと思つて、そういう場合にはこのいま産地でもって機屋の構造改善、これも非常に大事であるが、付加価値を高める場合にはその前提になる準備機の段階の近代化、こういうことが非常に大事なので、これを構

造改善としても取り組んでもらいたいという声が非常に強くなつてきているわけですが、その点についてどう考えるか。

○政府委員(佐々木敏君) 先生のおっしゃいますように、繊維産業の付加価値を高めるためには、機屋本体のみでなくて準備機等の近代化が当然に必要であります。ただいまこの特設法に基づきまして、構造改善の中小企業振興事業団からの貸し付け対象設備には、現在すでに機屋のみならず、準備機、管巻機、燃糸機、整経機、サイジング機等々すべて含んでおる次第であります。統計的には、四十六年度までの構造改善の進捗状況を機屋と準備機に分けて事業規模資金の比率で申し上げますと、当初計画に比しまして機屋は現在四十六年度末におきまして、構造改善の進捗状況は六二%でありまして、準備機の進捗率は二一%と、非常に高い状況で進捗が進行しておる次第であります。業界におきまして、付加価値を高めるためには準備機の近代化がぜひ必要であるというふうな意欲のあらわれであるかと、かように考える次第であります。

○辻一彦君 じゃ午前中で終わるということなので、ちょっと急いであと十分くらいで切り上げますが、ちょっとお聞きしたいと思つて、

いんですが、一つは無籍機の問題なんです。これを私ちょっと時間をかけて伺つてもいいんですが、きょうはもう飛ばしてポイントだけ聞きたいと思つて。一つは、政府のほうは無籍機の問題に具体的に取り組み出したようですね、現実には、これは政策の点からいえば、これを放任しておくと構造改善等の努力をしても政策効果が十分あがらないという面がありますし、またしかし、無籍でやっている人のいろんな意見を聞くとか、この人たちは、都合のいいときには商社のほうから糸をどんどん渡されてやれやれとこういつて、それから国は所得税を取る、地方自治体は固定資産税を取ると、税金の面ではこれは認めているようなことになっておるんだし、片方ではやみ

だということとで言われている。そこで、何台かの機を持つて生産として、これに暮らしかかっているという問題、この点の私はむずかしがあらうと思う。しかし、それをこのままにしておいてはやはりどうにもならないということは、これは問題のないところであると思う。そこで伺いたいのは、産地によってあるいは個人によってために設備制限、規則というのを守つて努力をしてきたところがかなりある。たとえば個人で言えれば、これは毛織りの場合は協会のほうから二十三万円ぐらいで権利金が出て、それをひとつ無理をして買つて権利を持つという場合ですね、あるいは産地として認定料というか、ある程度の認定料を取つて有籍代行制というふうな形で、何かの合理的なワケの中におさめようという努力を長い間やっているとある。ところが、そういうところは今度の対策によつてどういうふうになるのか。正直にやつたところがばかを見ることのないように、これはひとつ十分に配慮をしてもいいというところ、これはそういう取り組みをしたところの真実の声じゃないかと思うんです。そういう点でどういう面について、無籍機の問題、取り扱いはどういうふうになるか、時間の点もありましてから簡単にけつこうですが、一点伺いたいと思つて。

○政府委員(佐々木敏君) 無籍機の問題につきましては、ただいま無籍の実態を全国的に把握すべく調査中でございます。その結果が出まして基本的な対策について講じたいと思つておりますけれども、先生のおっしゃいましたような正直者がばかを見るというふうなことは絶対に私も避けたいと、かように考えている次第であります。あくまで無籍機は違法でありますから、その前提に立ちまして抜本的な対策をひとつ検討したい、かように思つております。

○辻一彦君 今後これが二次の区分とかこれを認めると、懸念されるのは、また三次、四次もあるんじゃないかというふうな、こういう懸念が産地にもあるわけですね。そういう点で中途はん

ばなことをやると、かえって結果としては無籍職機をまたふやしていくことにもなりかねない、そういうことで中途はんばなことをやらないう対策というか、こういうことをちゃんと持っておられるのかどうか、その点。

○政府委員(佐々木敏君) 基本的対策は実態調査の上に立ちまわすべく、検討しておりますけれども、私も、私どもは、あくまで現在の無籍職機をいかに実態に即して減少もしくは廃棄させるかというところを考へておるわけでありま。そのためには、まず、現在なおかつふえつつあるという方策が一つ、それと、過去十数年来発生してしましました現在現存する無籍は、これは実態を正確に調べまして、いわばそれを凍結して逐次計画的に減らしていく、その二つの方法でもって無籍の減少をはかりたい、かように考へておる次第であります。

○辻一彦君 掘り下げて聞きたいんですが、残念ながら時間の点もあるので、きょうはこの問題の程度にとどめます。

もう一つだけ私、お伺いしたいのは、これをちょっと見てもらいたいですけれども、この年度の法案改正の大事なポイントに、構造改善の振興の基金を積み立てるという問題があります。政府が十億円出資をして業界が、大体聞くとところによると四十億出して五十億ぐらいを目ざしているという、それ自体私は、金額は別としてぜひ必要であると思ひますが、その場合に民間が出資した資金については課税の対象になるのか、非課税の対象になるのか、その点はどうなんですか。

○政府委員(佐々木敏君) 民間の出捐金をできるだけ十分協力していただくためには法人税についての損金扱い、または所得税についての必要経費扱いとしてそれぞれ非課税にすることがぜひとも必要でございます。ただいま国税庁と十分に折衝中でございまして、ただいまのところは国税庁も前向きで考へていただいております次第であります。

○辻一彦君 その場合の税法上の中根拠は、国

税庁前向きに考へる場合にあると思ひますが、どういふ根拠で前向きに考へているのか、簡単に教えてください。

○政府委員(佐々木敏君) 事務的にたゞは私も国税庁で検討しておりますことは、一つは業界全体の利益となるものであると、個別事業者の直接利益に返つてこない目的であるということ。もう一つは、出捐金は利子だけの運用ではなくて元本も場合によつて充たされるものということ。将来、ただいまは十年間を考へておりますけれども、将来の終わつた時期におきまして、そのときの残額についてこれは出捐者にそのまま返らないというような、以上三點程度につきましてのこと、一つの条件であらうかと思つておる次第であります。

○辻一彦君 それでは、まあその点で私は交渉されるということであれば、実現するようにしてやらなければいけないと思ひますが、それならば各都道府県において、特に重要な産地を持つ府県において、同様な性格のねらいによつてこういう基金制度というものをとらうとした場合に、これは税法上どういふような扱いを受けるかどうか。これはそこに差し上げたのですが、ちょうどこの写真を見てもらうと非常によく似ていると思ひます。片方は田中通産大臣、片方は福井、産地の代表がやっておりますが、福井では十月の二十四日にすでに五億円の基金を積み立ててこの対策を講ずると、こういうような点を打ち出しているわけですね。これに対して県はその二〇%を出す、最近、福井市も一〇%拠出すると、こういう決定を大体しておるわけなんです。ところが、これがどういふお聞きのような取り扱いを受けずに課税対象になると非常にその計画が進まない、こう言つていま困つておるわけなんです。言

うならば、政府も十二月十五日の閣議においてこれを取り扱つておるし、その産地では、十月の二十四日というかなり前に、言うならば、政策の先取りのような形で努力をしている。こういう私は芽を伸ばすべきであると思ひますが、これにつ

いて課税上の対策のしかたについて見解をお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(佐々木敏君) 先生おっしゃいましたこの福井県の構造改善基金につきましては、なお十分この性格、態様を検討いたしまして、大蔵省その他関係各省庁と十分相談をしましてまいりたいと考へている次第であります。この目的が繊維産業の構造改善のために十分寄与するか、あるいは現行の信用保証制度の体系との関連において法理的にどうかというような点をあわせまして、今後関係各省とも十分にその相談をしたいと、かように考へている次第でございます。

○辻一彦君 これで終わります。きょうは、この問題は法案改正の骨子になるので、大臣の答弁を私はいたしたかったのですが、御都合で参れず、そういう面でも政務次官、この問題について最後にどう考へるか、局長の発言をさらに前進させて伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(林田修三君) この問題は非常に重要な問題でございますので、関係各省庁と十分慎重に相談いたしまして対処してまいりたいと思ひます。

○委員長(大森久司君) 他に御発言がなければ、本案に対する本日の質疑はこの程度にいたします。

本日はこれにて散会いたします。
午後零時三十一分散会

昭和四十六年六月十四日印刷

昭和四十七年六月十五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

H